

令和4年 閉会中土木企業立地推進委員会

重点審査テーマ

「社会課題の解決と新たな経済成長を目指した
企業誘致とインフラ整備のあり方」

関連資料

～現状、課題及び展開すべき今後の施策～

令和4年8月17日

土木部 ・ 企業局 ・ 立地推進部

目 次

	頁
(土木部所管項目)	
○インフラを支える建設業の生産性向上（ICT 施工等）と次代につなぐ担い手の確保・育成（検査指導課、監理課）	・・・ 3
○活力を生むインフラの整備促進と既施設等の長寿命化・管理上の課題解決	
・ 広域交通ネットワークの整備促進（道路建設課、道路維持課、港湾課）	・・・ 4
・ 道路施設（道路維持課）	・・・ 5
○災害に強い上下水道・工業用水等施設・管渠等の整備促進	
・ 下水道施設（下水道課）	・・・ 6
(企業局所管項目)	
○活力を生むインフラの整備促進と既施設等の長寿命化・管理上の課題解決	
○災害に強い上下水道・工業用水等施設・管渠等の整備促進	
・ 水道施設（企業局施設課）	・・・ 7
(立地推進部所管項目)	
○企業ニーズに対応した新産業用地の確保・整備による戦略的な企業誘致の推進	
・ AI や IoT など新たな成長分野の研究開発拠点・本社機能等の誘致	
・ 脱炭素社会の実現等に向け、成長が期待される分野の生産拠点等の誘致（立地推進課）	・・・ 8
・ 市町村の開発計画の支援や戦略的な県施行開発による新たな産業用地の確保（立地整備課）	・・・ 9

【テーマ】

インフラを支える建設業の生産性向上（ICT施工等）と次代につなぐ担い手の確保・育成

社会課題の解決と新たな経済成長を目指した
企業誘致とインフラ整備のあり方

担当課 検査指導課、監理課

<現状>

1 インフラを支える建設業

- ・建設業は、企業の経済活動や県民の日常生活を支えるインフラの整備や維持管理において重要な役割を担うとともに、災害発生時にはパトロールや応急復旧を行うなど「地域の守り手」として必要不可欠な産業。
- ・特に、令和元年東日本台風や関東・東北豪雨などの災害発生時には、道路啓開や河川堤防の応急復旧において地域の実情に精通した地元建設業者が最前線に立ち、多くの人員により24時間体制で応急復旧・復興に尽力。



図1 建設業の災害対応状況

写真1(令和元年東日本台風) 写真2(平成27年度 関東・東北豪雨)
(24時間体制の応急復旧工事: 国道123号) (西仁連川の応急復旧)

- ・建設業は、他産業と比較して天候に左右される屋外での作業が基本であり、かつ、一品生産であることから、オートメーション化が困難であり、建設現場では依然として多くの人手が必要。



図2 建設業と製造業の比較(イメージ)

出典: 国土交通省資料



図3 建設現場作業の現状

出典: 国土交通省資料

2 建設業を取り巻く背景

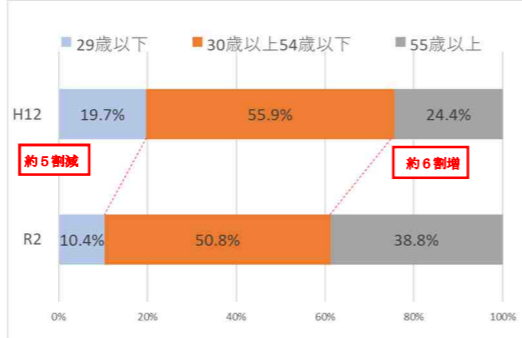
- ・少子高齢化の進展などにより、県内の建設業就業者数が減少。
- ・建設業は、他産業に比べて、若年入職者が少なく高齢化が進行していることから、次世代への技術継承や若年者の担い手不足対策が必要。
- ・令和6年4月から、建設業においても改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の上限規制(原則、月45時間、年360時間以内)が適用。

表1 県内の建設業就業者数の推移



出典: 総務省「国勢調査」

表2 県内の建設業就業者の年齢構成



出典: 総務省「国勢調査」

<展開すべき今後の施策>

1 建設業の生産性向上

(1) 建設現場の効率化

- ・「ICT活用促進工事」等の活用により建設機械を自動制御するなど施工を効率化。
- 本県では、地元中小企業の技術習得を目指した独自の発注方式等により普及を促進。令和4年度からは、比較的成本を抑えた技術の部分活用を認める方式を新設するとともに、小規模な土工を含む工事についても対象とし、適用する工種を順次拡大。今後、施工段階のみならず、調査・計画・設計段階から維持管理までの建設プロセス全体で3次元モデルの活用を行う「BIM/CIM」の取組みを導入。



図4 ICT施工のイメージ



図5 BIM/CIMの導入イメージ

出典: 国土交通省資料

(2) 受発注者間のやりとりの効率化

- ・「遠隔臨場」による現場監督
- ウェアラブルカメラ等を活用した監督員の現場確認を実施。
- ・受発注者間のやりとりの電子化
- 「情報共有システム」により、工事施工に関わる受発注者間の書類(協議等)を電子データにより授受。
- 工事等の契約手続に「電子契約」を推進・「電子保証」を導入。
- 工事・設計などの成果品納品のオンライン化の導入。

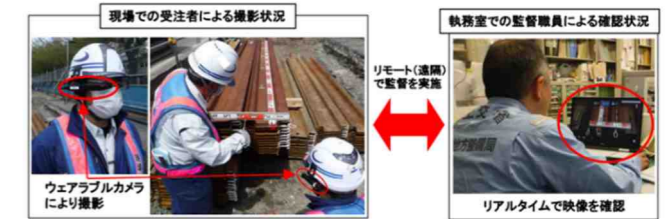


図6 遠隔臨場の活用イメージ

出典: 国土交通省資料

2 建設業の担い手の確保・育成

(1) 建設業の魅力発信

- ・若年者の入職促進
- 小学生及びその保護者を対象とした「建設フェスタ」の開催。
- 中学生を対象にした建設作業の「現場体験学習」。
- 高校生・専門学生を対象とした「現場実習(インターンシップ)」。



図7 建設フェスタの開催状況

(2) 魅力ある産業への転換

3K(きつい・汚い・危険)から、新3K(給与・休暇・希望)への転換

- ・長時間労働の是正
- 時間外労働の上限規制に対応するため、適正な工期設定、施工時期の平準化、建設現場の完全週休2日制促進工事を実施。
- ・就業者の処遇改善
- 現場の技術者(代理人)の働き方改革の推進(育児や介護、研修等による途中交代や一部不在の場合のルールを明確化し、受発注者間で共有)。
- 技能者の経験、資格、能力に係るデータを蓄積する建設キャリアアップシステムの普及の推進(工事成績評定での評価や導入経費の支援)。
- 原材料費の高騰に対応した適正な予定価格の速やかな設定等。



図8 現場実習実施状況



図9 休暇促進啓発ポスター((一社)茨城県建設業協会)

<課題>

- 1 建設業の就業者不足が見込まれていることから、ICTを活用した建設現場や受発注者間のやりとりの効率化を推進し、地元建設業者の生産性向上を図ることが必要
- 2 「地域の守り手」である建設業の担い手の確保・育成には、更なる建設業の魅力発信や魅力ある産業への転換が必要

社会課題の解決と新たな経済成長を目指した 企業誘致とインフラ整備のあり方

担当課 道路建設課、道路維持課、港湾課

【テーマ】

活力を生むインフラの整備促進と既施設等の長寿命化・管理上の課題解決（広域交通ネットワークの整備促進）

<現状>

1 地域振興に寄与する広域交通ネットワーク

(1) 企業誘致・産業振興

- 令和3年工場立地件数は全国第2位(県外企業立地件数は全国第1位)。平成29年2月に全線開通した圏央道沿線(県南・県西地域)では工業団地販売が好調。新たな工業団地の造成に着手(つくばみらい等)。
- 茨城港は建設機械メーカーの工場やLNG基地が立地、完成自動車の輸出入拠点として発展。鹿島港を中心とした鹿島地区臨海部には約170の企業が立地、再生可能エネルギー導入に向けた洋上風力発電事業者が決定。

(2) 観光振興

- 観光客の利用交通機関は、約9割が自家用車等。ポストコロナ期においては、観光客の増加に期待。
- クルーズ船は平成28年から令和2年度までに22回の寄港。

2 本県の広域交通ネットワークの現状

(1) 道路

①高速道路

- 東関東水戸線(潮来IC~銚田IC)が未開通。→北関東地域で唯一の未開通区間、企業活動や物流・人流の停滞。
- 圏央道の暫定供用(2車線)→渋滞の発生、対面通行による交通事故の発生、緊急時の機能障害(災害時の通行止めなど)。
- 長いインターチェンジ間隔→高速道路へのアクセスが不便、IC周辺道路の渋滞。

②直轄国道

- 近県と比較して4車線化率が低水準。→慢性的な交通渋滞、交通事故の発生。

③補助国道・県道

- 高速道路や直轄国道を補完し、高速道路ICや港湾、工業団地、観光地など、地域の拠点へのアクセス道路の整備が必要。→企業活動や物流・人流の停滞、渋滞発生。

(2) 港湾

- 茨城港、鹿島港において、岸壁(水深12m以上)、防波堤などを整備中。→大型化する貨物船やクルーズ船に対応可能な公共岸壁が不足。→港内の静穏度を保つための防波堤が整備途上。→洋上風力発電設備の大型資機材を扱うことが可能な基地港湾が必要。→港湾地域におけるカーボンニュートラルに向けた取組が必要。

<課題>

- 観光振興や企業立地等の促進に寄与する道路網の更なる機能強化が必要
- 多様化するニーズに対応した港湾施設の整備が必要

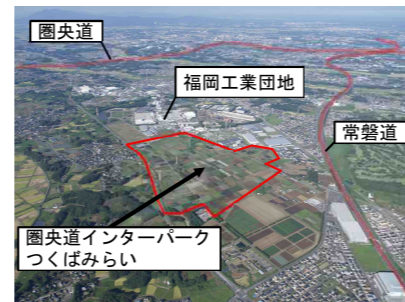


写真1 新たな工業団地(圏央道インターパークつくばみらい)



写真2 大洗港区 につぼん丸寄港時のイベント状況(令和元年10月)



写真3 圏央道 対面通行の状況(牛久市内)

表1 直轄国道の4車線化率の比較

	実延長	4車線化延長	4車線化率
茨城県	327.8km	113.6km	34.7%
栃木県	201.0km	109.0km	54.2%
群馬県	218.3km	90.4km	41.4%



写真4 県道大洗友部線(茨城町内)

<展開すべき今後の施策>

1 高速道路・直轄国道等の整備

- 広域交流や企業誘致、ミッシングリング解消、リダンダンシーの確保等のため、国や東日本高速道路(株)と連携して高速道路・直轄国道の整備を推進。
- 地域の拠点へのアクセスを強化して持続的に経済活動を支えるため、高速道路や直轄国道を補完するアクセス道路の整備を推進。

①高速道路

- 東関東水戸線の令和7~8年度全線開通に向けた整備推進。
- 圏央道4車線化の令和8年度までの開通に向けた整備推進。
- 整備中スマートICの早期完成。((仮称)つくば、(仮称)つくばみらい、(仮称)笠間PA)

⇒地元市町村と連携しながら円滑な地元調整等を支援。

②直轄国道

- 国道6号や50号など4路線16箇所バイパス整備や拡幅事業を推進。
- ⇒土地開発公社を活用して用地取得を重点的に支援。

③補助国道・県道

- 各拠点へのアクセス強化。
交通(IC等): 国道354号(古河境BP・境岩井BP)など
物流(工業団地): 県道大洗友部線など
物流(港湾): 水戸外環状道路など
観光: 国道118号(那珂大宮BP・大宮大子拡幅・袋田BP)、県道水戸那珂湊線など
- ⇒国庫補助(個別補助、交付金)などを活用。



図1 広域交通ネットワーク

2 港湾の整備

- 企業立地や民間投資を促進し、地域の雇用と経済を支えるため、港湾機能を強化。

- 貨物の増加や船舶の大型化に対応するため、常陸那珂港区の水深12m岸壁(2バース目)の整備推進。
- 船舶の安全な入出港のため、常陸那珂港区や鹿島港の防波堤の整備推進。
- 洋上風力発電推進のため、鹿島港外港地区の基地港湾の整備推進。
- 企業のカーボンニュートラルの取組に必要な港湾機能高度化。



写真5 東関東水戸線(銚田市)



写真6 国道354号境岩井BP(境町内)



図2 茨城港常陸那珂港区の整備状況



図3 鹿島港の整備状況

<現状>

1 道路施設の老朽化

- ・本県が管理する道路施設は、令和32年（2050年）までには橋梁・横断歩道橋において約9割、トンネルにおいて約6割が供用開始後50年を経過することになり、急速に老朽化が進行。
- ・施設の老朽化の進行に伴い、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生や機能低下が懸念。
- ・平成24年（2012年）に起きた笹子トンネルの崩落事故を契機に、平成26年（2014年）に道路法が改正され、橋梁など重要構造物（橋梁・トンネル・横断歩道橋）については、法定点検が義務化。

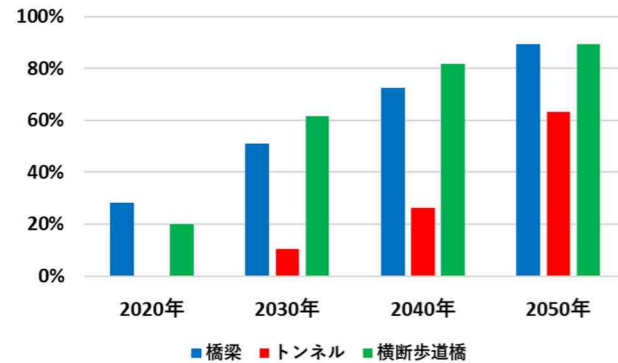
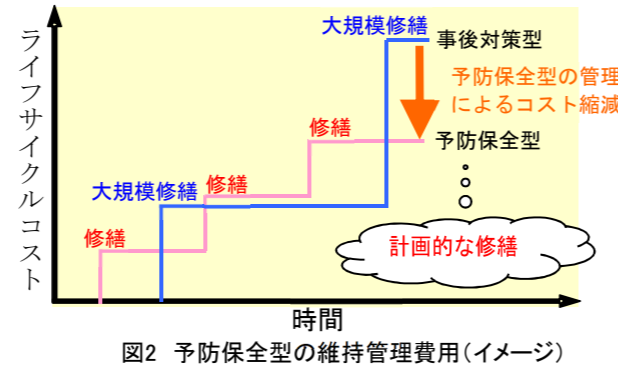


写真1 橋梁の損傷例



2 長寿命化対策の実施

(1) 対象施設・対策内容

- ・道路施設の維持管理の方針として、長寿命化修繕計画を策定し、従来の損傷後に修繕を行う『事後対策型』から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う『予防保全型』の維持管理へ転換。
- 施設の安全性の確保やトータルコストの縮減、予算の平準化

表1 長寿命化対象施設及び対策実施状況（令和4年4月現在）

施設名	対象施設数	対策内容
橋梁	2,786橋	5年毎に定期点検。点検結果に基づき、再塗装や断面修復等の補修を実施
横断歩道橋	120橋	5年毎に定期点検。点検結果に基づき、再塗装や断面修復等の補修を実施
トンネル	19箇所	5年毎に定期点検。点検結果に基づき、うきや剥離の除去、断面修復等を実施

(2) 施設の長寿命化

- ・5年に1度の法定点検結果に基づき、健全性の判定を実施。
- ・点検の2巡目の終盤を迎え、様々な点検データが蓄積。
- ・施設の長寿命化に向けて、損傷が大きくなる前に予防保全的な修繕の着実な実施が必要。

区分	状態
I 健全	道路施設の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路施設の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

図3 定期点検の判定区分

<課題>

- 1 蓄積データの更なる有効活用による効率的な維持管理が必要。
- 2 更なる維持管理コストの縮減や予算の平準化が必要。

<展開すべき今後の施策>

1 メンテナンスサイクルにおけるデータベースの運用改善

- ・メンテナンスサイクルを進める中では、国や研究機関等による新たな点検技術及び工法の開発・普及が期待されることから、それらを導入して点検・診断・措置・記録の改善の取り組みを推進。
- ・各施設において定期点検及び診断結果に並びに措置の内容等をデータベース等に記録・蓄積し、劣化要因の特定を行い、次の点検や計画更新等に活用。

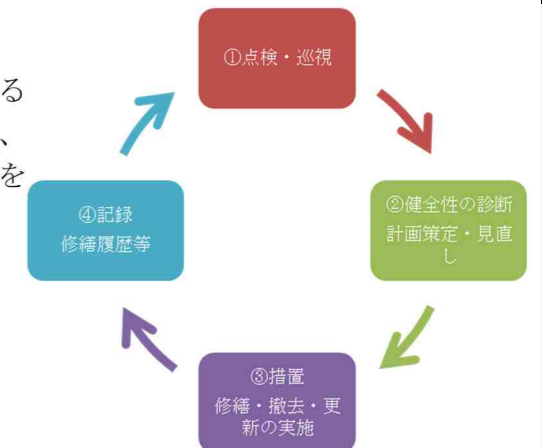


図4 メンテナンスサイクルのイメージ

2 維持管理コストの縮減や予算の平準化に向けた取り組み

(1) 長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施

- ・長寿命化修繕計画に基づく修繕を着実に実施することにより、毎年度の予算を平準化。



写真2 部分塗装の実施例

(2) 橋梁の効率的な維持管理の取り組み

- ・予防保全として橋面防水や非排水化などの止水対策の徹底や鋼橋の弱点となりやすい部位を集中的に補修し、最小限の費用で安全性を確保する部分塗装を実施することにより、維持管理コストを縮減。

(3) 新技術の活用

- ・メンテナンス分野においてドローンや3D画像解析などの新技術を活用していくことにより、コストの縮減やメンテナンスの高度化・効率化を推進。



写真3 新技術の活用例(ドローン点検)

(4) 横断歩道橋の撤去

- ・施設の利用状況や周辺の代替施設の状況、中長期的な費用等を考慮し、地元と合意形成を図ったうえで撤去を実施し、維持管理コストを縮減。



写真5 横断歩道橋の撤去事例

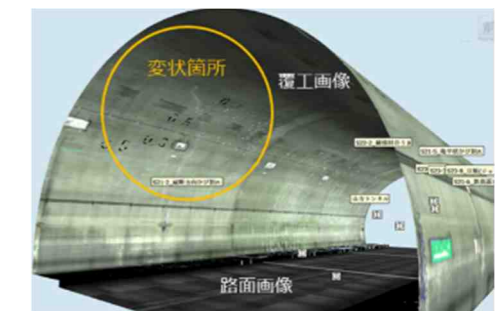


写真4 新技術の活用例(3D画像解析)

【テーマ】

災害に強い上下水道・工業用水等施設・管渠等の整備促進
(下水道施設)

社会課題の解決と新たな経済成長を目指した
企業誘致とインフラ整備のあり方

担当課 下水道課

<現状>

1 県管理下水道施設の概要

- ① 8 処理場(7 流域 1 特定公共)及び 4 2 ポンプ場、総延長約 3 6 0 k m の管渠を所管。
- ② 近年、大規模な地震や豪雨災害による洪水等の災害が頻発しており、大規模災害時において下水道施設の持続的な機能確保に向けた取り組みが必要。
- ③ 最古の処理場は供用後 5 0 年以上が経過し、管渠も約半数が布設後 3 0 年以上経過するなど老朽化が深刻。

2 大規模災害に備えた対応状況

(1) ハード対策

① 地震対策

- ・処理場施設については、重要度に応じ優先順位をつけて耐震対策を実施中。
- ・職員が常駐する管理本館等の人命を保護すべき施設については、1 0 0 %耐震対策済み。
- ・管渠についてもコスト削減のため老朽化対策に合わせて順次耐震化(継手のフレキシブル化、圧送管の 2 条化)を実施中。

表 1 下水道施設の耐震対策状況(令和 3 年度末現在)

対象施設	目的	対象施設数	耐震済施設数
管理本館等	「職員の人命保護」	15施設	15施設
揚水施設、消毒施設 沈殿施設、導水施設	「最低限の処理機能確保」	40施設	23施設
ポンプ場		28施設	5施設
水処理施設 汚泥処理施設	「公共用水域の汚濁防止」 (老朽化対策時に耐震化実施)	79施設	24施設
管渠		360km	129km



写真 1 耐震対策の状況

処理場名	共用年度	経過年数
1 深芝処理場	S45	51
2 利根浄化センター	S51	45
3 磯ヶ浦浄化センター	S54	42
4 瀬来浄化センター	S61	35
5 那珂久慈浄化センター	H1	32
6 さしまアクアステーション	H9	24
7 きぬアクアステーション	H11	22
8 小貝川東部浄化センター	H15	18



図 1 処理場位置図

<展開すべき今後の施策>

1 下水道施設の防災・減災対策

(1) ハード対策

① 地震対策

- ・処理場・ポンプ場施設については、被災時の運転に「最低限の機能を確保すべき施設(揚水施設、消毒施設等)」の耐震対策の推進。
- ・管渠については、老朽化対策に合わせて順次耐震化を図るとともに、圧送管については、破損時のバックアップ機能確保のため 2 条化を推進。



写真 2 処理場の耐震補強状況



写真 3 継手のフレキシブル化



写真 4 圧送管の 2 条化

② 浸水・停電対策

- ・自家発電設備が未設置のポンプ場・マンホールポンプに自家発電設備の整備を推進。
- ・耐水化計画に基づき、処理場・ポンプ場において、「必ず確保すべき機能(揚水施設、消毒施設)」に防水板の設置や開口部の閉塞等の浸水対策を推進。



写真 5 防水板の設置状況

③ 老朽化対策

- ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検・調査による健全度評価や目標耐用年数の設定による対策の実施により、維持管理コストの削減を図るとともに、毎年度の事業費を平準化。



写真 6 腐食進行後の管渠の状況

表 4 健全度ランクの設定

健全度ランク	状態	対策
健全度Ⅳ	構造・機能上問題なし	不要
健全度Ⅲ	簡易な対応が必要	要検討
健全度Ⅱ	劣化が進行しており、対応が必要	必要
健全度Ⅰ	劣化が進行しており、早急な対応が必要	必要



写真 7 管更生工事後の状況

(2) ソフト対策

- ・燃料や薬品等の購入先は下水道 B C P に基づき複数確保。
- ・市町村等との連携強化。(応急復旧資機材の相互融通、汚水等の相互受け入れ等)
- ・災害時協力員(県職員 O B : 登録者 2 9 名)の協力による災害復旧への支援。
- ・災害や事故発生時に迅速に対応するため、災害協定締結団体等との防災訓練の実施。



写真 8 汚水受入れ状況

<課題>

- 1 持続的な下水道機能の確保のため、施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策など計画的な整備が必要。(ハード対策)
- 2 災害時における速やかな応急復旧等を確実にを行うため、関係団体等との連携強化が必要。(ソフト対策)

【テーマ】 活力を生むインフラの整備促進と既施設等の長寿命化・管理上の課題解決（水道施設）
 災害に強い上下水道・工業用水等施設・管渠等の整備促進（水道施設）

社会課題の解決と新たな経済成長を目指した 企業誘致とインフラ整備のあり方

担当課 企業局施設課

<現状>

1 企業局所管施設の概要

- 企業局では、「安全で安心な水を安定的に供給する」という経営の基本方針に基づき、水道用水供給事業及び工業用水道事業を実施し、県民の健康で快適な生活と企業の生産活動を支えている。
 - ・水道用水供給事業 ⇒ 37 市町村へ供給
 - ・工業用水道事業 ⇒ 約 250 事業所へ供給
- 水道事業を実施するため、11 の浄水場と総延長約 1,340km の管路を所管している。



2 水道施設の管理状況

(1) 運転管理

- ・安全・安心な水を安定供給するため、職員が浄水場の中央監視室にて 24 時間 365 日、常時運転管理を実施。
- ・熟練した職員の知識・経験に基づき運転を行っており、大規模災害時や感染症の流行時には、他浄水場からの人員応援を受け運転管理を継続。

(2) 施設点検

- ・毎日行う浄水場内の水処理機器の巡視点検や、月ごとに行う機器点検の結果を記録・保管。
- ・設備管理台帳を整備し、各機器の種類・仕様を記録しているが、保全記録は電子化していない。

3 水道施設の老朽化

(1) 管路

- ・管路を掘削し劣化診断を行ったうえで、実使用年数に基づく更新基準を設定。（鋼管 55 年、铸铁管 65 年）
- ・現在、液状化区域等の地盤状況が悪い区間において、耐震管への更新を推進しているところ。（H24～R6）

浄水場の給水開始からの経過年数（令和3年度末時点）

水道用水供給事業			工業用水道事業		
浄水場名	給水開始	経過年数	浄水場名	給水開始	経過年数
霞ヶ浦浄水場	S35.12	61	那珂川浄水場	S41.10	55
阿見浄水場	S58.4	38	鹿島浄水場	S44.2	53
利根川浄水場	S57.4	39	鰐川浄水場	H6.4	27
鹿島浄水場	S43.8	53	関城浄水場	H8.4	25
鰐川浄水場	S57.7	39	新治浄水場	S63.4	33
新治浄水場	S63.4	33	水海道浄水場	H5.7	28
関城浄水場	H6.11	27	阿見浄水場	H9.7	24
水海道浄水場	H7.7	26			
水戸浄水場	H7.7	26			
湫沼川浄水場	H4.1	29			

(2) 電気・機械設備

- ・中央監視制御設備は 20 年の時間計画保全を基本に更新。機械設備は状態監視保全を基本に、技術職員による外観や動作音等の点検及びメンテナンスを施しながら、30 年間の使用期間を目標として管理。

<課題>

- 1 災害時を含め安定的、効率的な水供給の継続が求められているが、熟練した技術職員の大量退職により技術力の低下が懸念される
- 2 災害に対して脆弱な老朽化施設の対策が必要であるため、計画的な水道施設の更新に努めているが、新たな知見や技術を導入しながら、さらなる効率化やコスト平準化を図る必要がある

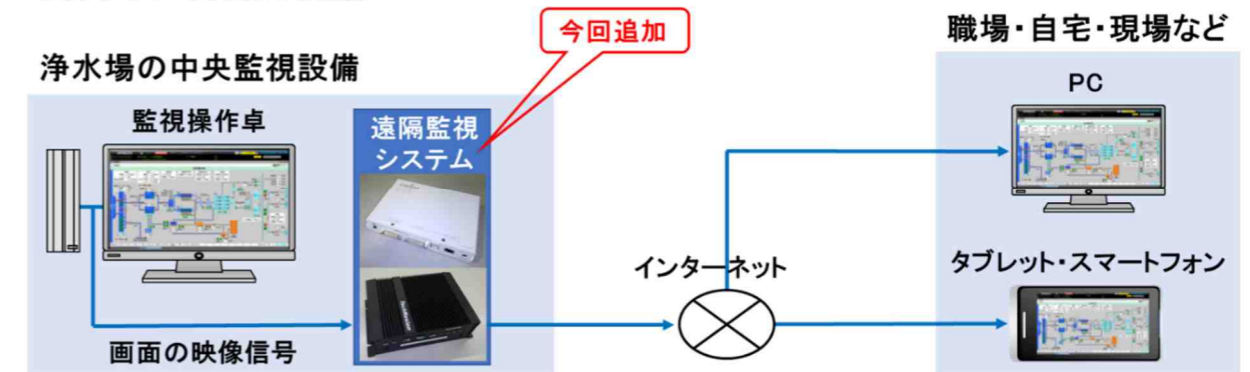
<展開すべき今後の施策>

1 水道施設の管理強化

(1) 運転管理体制の強化

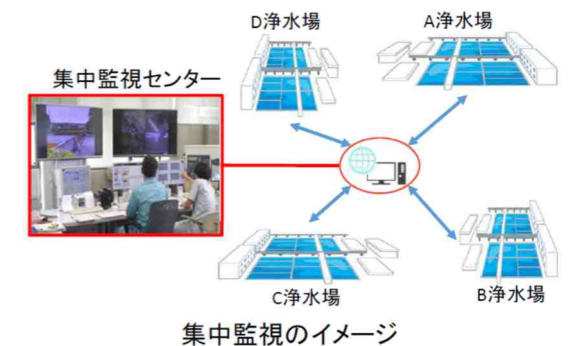
○遠隔監視システム構築

- ・浄水場外から監視を可能とする遠隔監視システムを構築し、浄水場勤務者が熟練技術者から遠隔で指示を受けられる環境を整備。



○集中監視及び AI 運転管理の導入検討

- ・広域水道ごとに「集中監視センター」を設置し、人の集約による技術継承の実現、災害への対応を迅速化。
- ・運転管理に AI を活用し、長期間ノウハウを蓄積することで、最適運転による動力・薬品費等の縮減及び、運転の自動化による職員の負荷を軽減するためのシステムを検討。



(2) 施設点検の効率化

○巡視点検データの電子化（タブレット端末導入）

- ・巡視点検にタブレット端末を導入してデータを電子化、データベースを構築することで、不具合等の情報を共有化。

○設備管理台帳の更新

- ・点検結果とデータ連携が可能な台帳システムを構築。

2 水道施設の老朽化対策

(1) 管路の対策

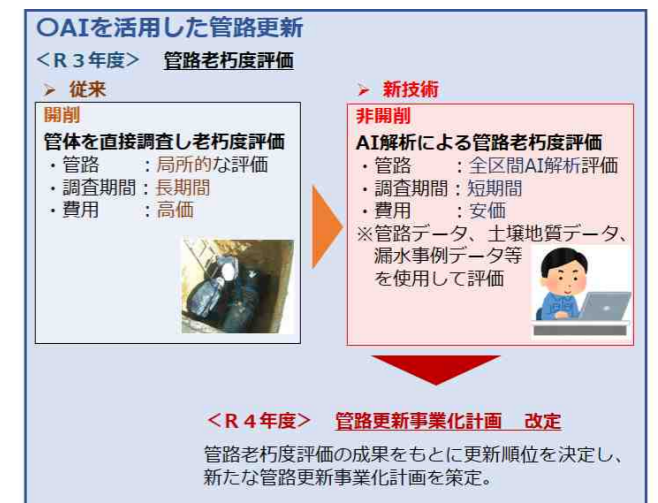
○管路更新事業化計画の改定による効率的更新

- ・AI を活用した非開削による余寿命診断を反映し、優先順位を明確化した、新たな管路更新事業化計画を策定。更新周期の最適化による効率的な更新。

(2) 電気・機械設備の対策

○機器状態診断の導入

- ・劣化状態を監視するセンサを活用した診断手法を民間企業と共同開発し、更新周期を最適化。



【テーマ】企業ニーズに対応した新産業用地の確保・整備による戦略的な企業誘致の推進

- ・ AI や IoT など新たな成長分野の研究開発拠点・本社機能等の誘致
- ・ 脱炭素社会の実現等に向け、成長が期待される分野の生産拠点等の誘致

＜現状＞

1 これまでの実績

(1) 生産拠点

- ・ 本県産業用地の競争力を高めるため、**国のサプライチェーン補助金への上乗せ補助制度を創設するなど、生産拠点の積極的な誘致活動を展開**
- ・ 2021年の工場立地動向調査において、県外企業立地件数が全国1位となるなど、**立地実績は全国トップクラスを維持**
【工場立地動向調査結果】

区分	2017	2018	2019	2020	2021	計
立地件数 件(順位)	46(5)	69(2)	66(3)	65(1)	51(2)	297
立地面積 ha(順位)	87(5)	147(1)	151(1)	95(2)	99(2)	579
県外立地企業件数 件(順位)	30(1)	34(1)	40(1)	38(1)	28(1)	170

(2) 本社機能（研究所・本社等）

- ・ 本社機能の県外からの移転について、**全国トップクラスの補助制度（最大50億円）を創設し、戦略的誘致活動を展開**
- ・ 累計で**22件の本社機能の移転計画を認定**
【本社機能（研究所・本社等）移転計画認定件数】

区分	2018	2019	2020	2021	計
本社機能移転計画認定件数	10	6	3	3	22

過去5年間の主な立地企業



国内最大規模の電気自動車（EV）向けリチウムイオン電池工場の誘致
（株）エンジンAESCジャパン（株） 35.8ha
茨城中央工業団地（2期地区）

※その他、日立ハイテック、JX金属など
本社機能移転の主な認定企業



自動運転の安全装置の研究拠点の誘致
オートリブ（株）（つくば市）

※その他、EL・APSC、日立建機など

＜展開すべき今後の施策＞

国や県が成長分野と位置付ける産業（半導体・次世代自動車関連産業等）の新たな動きを機敏に捉え、首都圏への近接性やつくばの最先端科学技術の集積、日立・ひたちなかのものづくり産業の集積など、本県の立地優位性を幅広くPRするとともに、支援策の充実等に努めることにより、今後の茨城の成長エンジンとなる成長産業の戦略的な誘致に取り組む。

1 業界に精通した専門家による分析、企業の設備投資動向の把握

(1) マーケティング調査

- 半導体、IoTや次世代自動車関連産業のターゲット企業約1万社に対し、ダイレクトメールによる事業拠点の新設・移転に関する意向調査を実施し、投資意欲のある企業への誘致活動を展開。

(2) 誘致戦略アドバイザー

- ターゲットとする業界に精通するアドバイザーの設置により、企業の投資動向や業界動向の把握に基づく、戦略的な誘致活動を展開。
（半導体関連産業：産業タイムズ社、自動車関連産業：日刊自動車新聞社）

2 本県の魅力や独自の支援制度の情報発信

(1) 企業誘致広報資料等の作成・配布によるPR

- 本県の立地優位性等を企業にアピールするためのパンフレットの作成・配布や経済誌等への広告掲載、メルマガやニュースレターの配信によるPR

(2) 茨城産業立地セミナーの開催によるPR

- 半導体・次世代自動車関連産業等の成長分野を中心としたメーカー、企業の設備投資情報などに詳しい大手ゼネコン、金融機関などを招待し、本県の立地優位性等のPRや情報交換を行うセミナーを東京・大阪で実施。（2020・2021はオンライン開催）

3 生産拠点の整備や本社機能（研究所・本社等）の移転に対する支援

(1) 生産拠点の整備に対する支援

- 次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助金
成長産業（半導体・次世代自動車関連産業等）の生産拠点の整備に対する補助

(2) 本社機能の移転に対する支援

- 本社機能移転促進補助金
本社の県外からの移転に対する補助（社屋建設・設備移転費用、従業員転居費用）
- 本社機能移転強化促進補助金
成長産業（半導体・次世代自動車関連産業等）の本社機能の県外からの移転に対する補助（社屋建設・設備購入費用、移転人数等に応じた雇用補助【上限50億円】）
- IT関連企業等賃料補助金
本社機能の県外からの移転に対する賃料補助
- オフィスビル整備促進補助金
本社機能の県外からの移転先となる賃貸用オフィスビルの整備に対する補助
- サテライトオフィス等モデル施設整備費補助金
本社機能の県外からの移転先となるサテライトオフィス、小規模オフィスの改装等に対する補助

2 今後成長が期待できる分野

(1) 半導体関連産業

- ・ 半導体は各種デジタル製品をはじめ、あらゆる電気製品に使用される基幹部品で、今後も市場規模の大幅な拡大が見込まれており、国では、**2030年には市場規模が100兆円に達すると予測**
- ・ 国は2021年に「半導体・デジタル産業戦略」を策定し、最先端の半導体技術の開発支援や国外企業の誘致、半導体の省電力化に向けた技術の開発支援等を推進

(2) 次世代自動車関連産業

- ・ 各自動車メーカーは**2030年代に全車EV化の目標を設定**
- ・ 国は「蓄電池産業戦略（2022年4月、中間とりまとめ）」において、2030年までの蓄電池等の国内のサプライチェーンの維持・強化に向けた投資強化を明記

世界の半導体市場（2030年の市場規模は100兆円に）



＜課題＞

本県の持続的な発展のためには、経済や雇用を支える企業の誘致が必要であり、特にデジタル化を支える「半導体関連産業」やEV・自動運転等の「次世代自動車関連産業」など、今後大きな成長が期待できる分野の企業の誘致が必要。

<現状>

1 県の公共工業団地の状況

- ・県の公共工業団地については、分譲中面積約 200ha を保有している状況であり、県議会からの「保有土地の処分が計画的に進んでいるか、数字を常にしっかり把握し、県民に明らかにしながら、土地処分を進めるべきである」との提言を踏まえて、改革工程表を作成・公表し、令和 11 年度までの処分を目指し、全力で取り組んでいる。
- ・一方、圏央道の県内区間全線開通（平成 29 年 2 月）及び 4 車線化の順次供用が見込まれるなか、圏央道周辺を中心に本県への企業立地に進み、近年、特に県南・県西地域では、市町村や民間が開発する工業団地等を合わせても企業に紹介できる用地が急速に減少。

表 1 県の公共工業団地の分譲状況（令和 4 年 7 月末時点）

工業団地名	所在地	分譲面積 (ha)	分譲中面積 (ha)
宮の郷	常陸太田市・常陸大宮市	52.2	4.2
那珂西部	那珂市	36.3	5.0
茨城中央・1 期	茨城町	69.5	20.3
茨城中央・2 期	茨城町	54.2	18.4
茨城中央・笠間	笠間市	74.3	37.2
茨城空港テクノパーク	小美玉市	37.2	33.1
北浦複合	行方市	129.5	84.9
筑波北部	つくば市	103.2	3.8
合計		556.4	206.9

2 産業用地の確保の現状

(1) 市町村の開発計画の支援

- ・市町村が主導する開発計画を県が支援する取り組みとして、令和元年度に「未来産業基盤強化プロジェクト」を立ち上げ。
- ・令和 2 年 6 月に、筑西市「田宿地区拡張」と境町「猿山・蛇池地区」の 2 地区を「産業用地開発地区」に選定し、早期の造成着手に向け、部局横断的な体制で開発に係る各種手続を支援。

表 2 未来産業基盤強化プロジェクト 第 1 次産業

市町村	地区名	開発面積	事業手法
筑西市	田宿地区拡張	7.0 ha	開発行為(※)
境町	猿山・蛇池地区	10.3 ha	開発行為

※地域未来投資促進法に基づく農地転用許可の特例を活用

(2) 県施行による新たな産業用地の確保

- ・県南・県西地域において企業に紹介できる用地が急速に減少するなか、つくばジャンクション以西の圏央道周辺地域については、近い将来、市町村等による開発だけでは供給が間に合わない状況が見込まれることから、緊急的な措置として、約 20 年ぶりとなる県施行による開発を令和 3 年度から実施。
- ・企業の立地ニーズに応じた産業用地の確保を図るため、「圏央道インターパークつくばみらい」及び「坂東市山地区」において、県施行による開発を早期に推進し、優良企業の誘致活動を展開。

表 3 県施行における産業用地開発地区

地区名	所在	開発面積 (ha)	事業費	事業期間
圏央道 IP つくばみらい	つくばみらい市福岡ほか	約 70	200 億円	令和 3 年度から
坂東市山地区	坂東市大字山ほか	約 73	194 億円	令和 4 年度から

【圏央道インターパークつくばみらいのスケジュール（予定）】

- ・令和 4 年 7 月以降：選考委員会による立地企業の審査、立地決定
- ・令和 4、5 年度：造成工事の実施
- ・令和 5 年度：確定測量、引き渡し

【坂東市山地区のスケジュール（予定）】

- ・令和 4 年度：設計、用地買収、事前エントリー
- ・令和 5、6 年度：造成工事の実施
- ・令和 6 年度：確定測量、引き渡し

<課題>

分譲中の県の公共工業団地の処分を進めるとともに、企業の立地ニーズに応じた更なる産業用地の確保が必要

<展開すべき今後の施策>

<第 2 次茨城県総合計画における数値目標>

2025 年度までに「200ha 以上」の産業用地を新規開発により新たに確保

→分譲中の県の公共工業団地の早期処分を強力に推進するとともに、企業立地を加速化するため、市町村等が行う産業用地開発計画を積極的に支援するとともに、供給がひっ迫している地域において、緊急措置として県による産業用地の開発に取り組んでいく

1 新たな市町村の開発計画の支援の強化

- ・基本的には、未来産業基盤強化プロジェクトにより県内市町村の開発を支援することにより、産業用地の確保を図る。
- ・令和 3 年 6 月に県内全市町村に対して、産業用地の新規開発構想等の調査を実施し、第 2 次産業用地開発地区の選定に向けて、市町村の開発計画の把握。
- ・引き続き、第 2 次産業用地開発地区の選定に向けて、産業用地の開発に意欲的な市町村に対し、きめ細やかな助言及び庁内調整を行い、早期の事業化に向けて支援を実施。

2 戦略的な県施行による新たな産業用地の確保

- ・原則として、つくばジャンクション以西の圏央道周辺で、企業の立地ニーズが極めて高く、産業用地の供給が著しくひっ迫している地域において、新たな保有土地問題を引き起こさないよう、事業の採算性や企業立地の確実性などの要件を十分に検討した上で、緊急的な措置として実施。



【写真 1】圏央道インターパークつくばみらい



【写真 2】坂東市山地区